

健危第 2710 号
令和 6 年 10 月 11 日

県内医療機関 管理者様

神奈川県健康医療局保健医療部
感染症対策担当課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (通知)

日頃から本県の健康医療行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 10 月 3 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて」が関係団体あて発出され、公費支援の財源が令和 6 年度までであり、各都道府県における執行手続きの関係上、最後の機会となる令和 7 年 1 月診療分の請求時期までに必ず請求事務を行うよう周知されております。

本県からは、令和 6 年 8 月 8 日付け「新型コロナウイルス感染症患者の公費負担における未請求状況調査 について (依頼)」により、未請求のある医療機関と薬局に対し、令和 6 年 10 月診療分の請求時期までに確実に請求いただきたい旨ご協力をお願いしているところです。

つきましては、諸事情等により上記時期に間に合わない場合は、上記の事情を改めてご理解の上、遅くとも令和 7 年 1 月診療分の請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先

健康危機・感染症対策課

感染症対策連携グループ・新興感染症対策グループ

問い合わせフォーム

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadeea9ec844a29e29d6e>

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 5 月 24 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務
については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6
年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 6 月 20 日厚生労働省健康・生
活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただ
くよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、
やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和 6
年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月
診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期
までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の
完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年10月3日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年5月24日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年10月3日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年5月24日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年10月3日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年5月24日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年10月3日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年5月24日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。